

3-2 会員向け調査

会員向け調査結果を団体に参加・入会した経緯、活動状況の2つの視点から集計・分析する。

3-2-1 被害者団体に参加・入会した経緯

(1)被害の種類

遭われた被害の領域としては、「殺人」、「交通被害」が多い。また、「少年による被害」、「暴行・傷害」も少数ながらみられる。

図表 3-2 1 遭遇した被害の種類

殺人	10 (55.6%)
暴行・傷害	1 (5.6%)
交通被害	6 (33.3%)
性的被害	0 (0.0%)
少年による被害	2 (11.1%)
児童虐待	0 (0.0%)
DV	0 (0.0%)
その他	2 (11.1%)
回答件数	18

(2)被害遭遇と団体入会の時期

被害に遭われた時期、団体入会時期の両方が特定できる回答者について、被害遭遇から団体入会するまでの期間をみると、その期間は1カ月から11年までさまざまである。

図表 3-2 2 被害遭遇時期、団体入会時期と両者の期間

被害遭遇時期 (a)	団体入会時期 (b)	被害遭遇から 団体入会までの期間 (c)=(b)-(a)
平成 14 年/4	平成 15 年/5	0.1
平成 14 年/9	平成 15 年/10	0.1
平成 13 年/12	平成 14 年/2	0.2
平成 14 年/10	平成 15 年/2	0.4
平成 11 年/4	平成 11 年/10	0.6
平成 15 年/8	平成 16 年/8	1.1
平成 7 年/3	平成 8 年/5	1.3
平成 10 年/6	平成 11 年/9	1.4
平成 10 年/9	平成 12 年/1	1.5
平成 7 年/3	平成 9 年/5	2.3
平成 7 年/3	平成 9 年/7	2.5

平成 9 年/5	平成 11 年/10	2.6
平成 9 年/2	平成 12 年/1	3.0
平成 14 年/8	平成 20 年/10	6.3
平成 10 年/2	平成 21 年/1	11.0

(3)団体認知のきっかけ

団体を知ることになったきっかけとしては、「警察から情報提供を受けた」との回答が 3 名、「インターネットで探した」が 2 人、「友人・知人から紹介された 2 人」となっているが、「その他」との回答が 11 人と多い。その他の内容をみると、団体からのアピールによるもの（「会主催の講演会に出席して」、「会員の方からの連絡」、「結成日のシンポジウムに参加」、関係者等からの情報提供によるもの（「弁護士からの紹介」、「親族からの情報提供」、「債権者集会に参加して」、マスコミによるもの（「会の代表がテレビに出演しているのを観て連絡をとった」、「新聞記事」、「新聞で」）等が多くなっている。

図表 3-23 団体認知のきっかけ

インターネットで探した	2 (11.1%)
パンフレットを入手した	1 (5.6%)
警察から情報提供を受けた	3 (16.7%)
警察以外の公的機関から紹介を受けた	1 (5.6%)
民間支援団体から紹介を受けた	0 (0.0%)
友人・知人から紹介された	2 (11.1%)
その他	11 (61.1%)
回答件数	18

(4)入会時の心配事項

入会時の心配事項については、全般的に「あまり心配しなかった」、「全く心配しなかった」の割合が高くなっているが、「高額な会費・活動費がかかるのではないか」、「宗教や政治活動に勧誘されるのではないか」において懸念する回答が比較的多い。一方、「プライバシーが守られないのではないか」、「活動内容がよくわからない」に関しては、不安視しているという回答は比較的少なかった。

図表 3-24 入会時の心配事項

	非常に心配した	やや心配した	どちらともいえない	あまり心配しなかった	全く心配しなかった	無回答
高額な会費・活動費がかかるのではない	0	3	1	4	10	0
プライバシーが守られないのではない	3	4	0	5	5	1
活動内容がよくわからない	2	4	2	4	5	1
日常生活に支障が生じるのではない	1	1	2	3	10	1
宗教や政治活動に勧誘されるのではない	1	0	1	4	11	1

団体に参加・入会する際の心境に関するコメントとしては、下記が寄せられている。

図表 3-25 入会時の心配事項（自由回答）

回答内容
● 特に心配することはなかったが、ただ同じ被害を受けた人達の気持ちを知りたくて入会した。 ● 第一回の会合に参加したので、全く不安はなかった。 ● 弁護士に十分な説明を受けてからだったので、心配は全くなかった。

(5)入会時の期待事項

団体に参加・入会する際に期待したこととしては、「役に立つ情報やアドバイスがほしい」、「同じ被害を受けた人と気持ちを語りたい」、「同じ被害にあう人を減らすための啓発活動や行政への陳情を行いたい」のいずれについても半数以上の回答が寄せられた。

図表 3-26 入会時の期待事項

同じ被害を受けた人と気持ちを語りたい	11	(61.1%)
役に立つ情報やアドバイスがほしい	12	(66.7%)
同じ被害にあう人を減らすための啓発活動や行政への陳情を行いたい	10	(55.6%)
その他	1	(5.6%)
回答件数	18	

(6)入会後の満足事項

実際に参加・入会してみて満足したこととしては、「同じ被害にあう人を減らすための啓発活動や行政への陳情を行うことができる」、「同じ被害を受けた人と気持ちを語ることができる」、「役に立つ情報やアドバイスを受けることができる」のいずれについても 7 割以上の回答が寄せられた。

図表 3-27 入会後の満足事項

同じ被害を受けた人と気持ちを語ることができる	13	(72.2%)
役に立つ情報やアドバイスを受けることができる	13	(72.2%)
同じ被害にあう人を減らすための啓発活動や行政への陳情を行うことができる	15	(83.3%)
その他	0	(0.0%)
回答件数	18	

3-2-2 被害者団体での活動状況

(1)活動状況

下図に示す 5 活動（交流会、勉強会、裁判傍聴等被害者支援活動、シンポジウム、署名活動・行政陳情）については、多くの回答者が、自らが属する団体において実施されていると回答している。それらの活動に対する参加頻度（年間参加回数）をたずねたところ、頻繁に実施される傾向のある「勉強会などへの参加」回数が最も多くなっていることがわかる。次いで、「裁判傍聴など被害者支援活動への参加」、「交流会への参加」回数が多く、自らの勉強活動のみならず、他者との交流、他者への支援についても積極的な参加行動がみられている。「署名活動や行政への陳情」、「シンポジウムなど啓発行事の準備作業や当日の運営等への参加」は、そもそも実施回数が少ないと思われるが、それでも年間 3～4 回の参加頻度が見られている。

図表 3-28 団体活動の状況及び参加頻度

	団体における 活動の有無	参加頻度 (年間平均回数)
交流会への参加	17	5.78
勉強会などへの参加	14	7.46
裁判傍聴など被害者支援活動への参加	17	6.70
シンポジウムなど啓発行事の準備作業や当日の運営などへの参加	16	2.73
署名活動や行政への陳情	14	3.59

(2)活動内容等

団体において行ってきた活動としては、各種の団体運営・事務活動支援、講演・執筆等による社会啓発活動、裁判傍聴付き添いや相談等の被害者支援活動、行政への陳情、勉強会等への参加による知識向上等が挙げられている。

また、その他として、下表最終行に示されるようなコメントも寄せられており、団体の活動に参加することで自分も立ち直ってきているという意見や、自らもしくは家族が置かれた理不尽な仕打ち・環境に関する憤り等が示されている。

図表 3-29 団体において行ってきた活動、体験記等

	回答内容
団体運営・事務活動	● 被害者の会の活動として私は、ホームページ作成やフォーラムのテープ起こし等を行っています。あとは、実行委員会を作って交通事故の悲惨さ、命の大切さ等を伝えるための「いのちのパネル」という活動もしています。 ● 当団体に入り、被害者 A さんを会長として、情報等が入り、新聞社、テレビの取材等、また、自分がどのように過ごしているか等、スイミングスクールでの取材、また、シンポジウム・犯罪被害者基本法の署名活動、9.11 テロでの被害者との交流等、また政府への全面補償問題等への陳情等を行ってきました。 ● 団体設立当初の目標である被害者参加制度確立ための活動に主に参加しました。 ● 月 1 回のペースで会員のための集会を開いており、その準備のお手伝いをしています。集会は今年の 10 月で 87 回目となります。 ● 私の場合は、当初当会の支援をされていた弁護士の方に個人的に事件について犯罪被害者として相談しに行った際、当会で研究会を立ち上げる案についての話があり、研究会へ参加し、その流れで当会へ参加し、活動を始めました。研究会では、交通犯罪に関わる法律的問題や被害者の抱える問題について毎月勉強し、検討を継続してきました。会としての活動としては、入会依頼、不定期に運営の手伝いをしたり、傍聴等の支援をしたり、交流会に参加したりしています。昨年からはシンポジウムの様子等を外国の被害者団体にも知って頂き、活動の様子を各国で共有し、当会、わが国の活動にも役立てるべく、少しずつ英訳をし、ネット上で、当会の活動を他国の方々にも知っていただく作業を行っています。 ● 事故の原因究明支援、裁判対策、会のホームページ管理、会報の作成、他の会との連絡、講演、世界会議への出席。
社会啓発活動	● 交通安全の講話。 ● 会報へ手記投稿や交流会等での発言機会が与えられることはとてもよいと思い、積極的に行うようにしている。 ● 毎年一回行っている集会への参加。代表から依頼があれば学校、自治体等での講演。 ● 団体より出版された冊子の中の一遺族として執筆協力等。 ● 年一回の交流会において意見発表。 ● 「社会を明るくする運動」への参加、会員の研修に講師として参加。 ● 中学校での講演。 ● マスコミ（新聞）の職員研修講師。 ● 年間に 5～6 回出される「ファックス通信」に近況報告等を行います。 ● 講演。各種団体（警察関係、支援団体、民間企業）からの要請に応じる。
被害者支援活動	● 同じ被害にあわれ、裁判を継続されている方の裁判傍聴。被害者支援活動。 ● 裁判の傍聴。 ● 裁判は被害を受けて絶望感に打ちのめされている時期に開かれます。同じ被害者が傍にいてだけで、孤立感が少しは和らぐのではないかと思います。裁判傍聴の付き添いをしています。 ● 相談係（運営委員、事務局）。新たな遺族に対する法律相談等…電話相談（メール対応もあり）と定例会（年 6 回）において協力弁護士と共に助言。

行政等への要望・陳情	● 行政への陳情に際しての意見提出。 ● 制度による不公正や新制度の問題点等の発言を行い、会としても要望書等の提出をして頂いた。
勉強会、知識向上	● 後2年4カ月で時効（未解決）なので、関することについては勉強会・陳情等参加します。時効以外の勉強会・陳情もよく参加しています。
その他（意見）	● 生死を分ける被害を受けたが、その後入会していろいろと啓発活動に参加して、後に自分の視野を広げることができて、人生観が変わりました。 ● 団体活動に関わったことで、私自身が救われ、立ち直ってこれたのだと思っています。 ● 同じ仲間がいるということで、個人的に交通事故に遭うとかと違うので、大変心強いと感じている。我々の活動を通じて、行政は二度とこのようなことを起こさぬよう努力してほしい。過去、事件が起きそうなことは解っていても証拠がない等と努力していないことがあったので、事件、事故が起きる前の活動をしてほしい。 ● 被害に遭い、知ったことは、法に不備があり、被害者は萱の外に置かれていると感じました。人権も加害者は厚く、大切な家族を殺されても、どこに救いを求めていいか解りませんでした。同じ被害者同士で問題点を勉強することで、立ち上がることができました。被害者が声を上げなければならないことを知り、行政への陳情もするようになりました。補償問題もとても大きなことなので、今後もみんなで力を合わせて頑張ってください。宜しくお願いします。 ● 私は娘が燃やされてなくなって15年が経ち、今どんな気持ちでいるか解りますか。あの男は、のうのうと生きている。娘を返してほしいと言いたい。時効とは犯人のための法律であり、15年経てば時効の壁の後ろに犯人は隠れてしまって誰も手を出すことはできない。被害者は地獄です。どうして被害者を苦しめる法律を作るの？一人娘を失って私の心の傷はどうしても消えない。私は思い出だけで生きゆくのが難しいです。子どものことを守ってやるのは親しかいません。私は19年間、犯人に殺められるために育てたのではない。私は、不思議に思う。団体に亡くなるのと、1人で亡くなるのはギャップがありすぎる。同じ命でしょう。命というのは1人に1つしかないんですよ。 ● 2008年10月、犯罪被害者6名が会合を開き、当団体を設立しました。そして早や1年が経ち、新聞やテレビで報道され、各地からお手紙を頂き、犯罪被害補償の問題に関心を持っておられることが分かりました。犯罪被害者が民事裁判で、損害賠償を得たにも関わらず、加害者に支払う能力がないため、諦めざるを得ない人々が多くいるということです。オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金制度だけを特別扱いにする事はどうも納得できません。法の下での平等に反するのではないかと思います。憲法第13条、14条、また、犯罪被害者基本計画に基づく“経済的支援に関する検討会”最終取りまとめにおいて、確認されております。加害者が支払う能力がなければ、国が代わって補償すべきではないかと思います。加害者が支払う能力がなければ“罰”としてもう一度刑務所に戻してもよいのではないかと思います。19歳の娘を亡くした被害者の父親です。